

神戸松蔭大学学位規程

(' 06. 2. 4, ' 08. 4. 1, ' 10. 12. 16, ' 15. 2. 5, ' 17. 2. 7, ' 19. 1. 29, ' 24. 11. 14)

(目的)

第1条 この規程は、神戸松蔭大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び神戸松蔭大学学則（以下「本学学則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

文学部グローバルコミュニケーション学科	学士（文学）
文学部日本語日本文化学科	学士（文学）
人間科学部心理学科	学士（心理学）
人間科学部人間科学科	学士（人間科学）
人間科学部ファッション・ハウジングデザイン学科	学士（人間科学）
教育学部教育学科学士（教育学）	

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学長が、本学学則の定める卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。

(学位授与の時期)

第4条 学士の学位を授与する時期は、3月又は9月とする。

(学位名称の使用)

第5条 本学より学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記する。

- 学士（文学・神戸松蔭大学）
- 学士（心理学・神戸松蔭大学）
- 学士（人間科学・神戸松蔭大学）
- 学士（教育学・神戸松蔭大学）

(学位記の様式)

第6条 学位記は、別に定める様式による。

(学則の準用)

第7条 その他本学学位規程に定めるもの以外は、本学学則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き学長が行う。

附則 この規程は、2025年4月1日より改正施行する。

2 2024年度以前入学生の経過措置

第2条に規定する学位の名称は、次のとおりとする。

- 文学部英語学科学士（文学）
- 文学部日本語日本文化学科学士（文学）
- 人間科学部心理学科学士（心理学）
- 人間科学部都市生活学科学士（人間科学）
- 人間科学部食物栄養学科学士（人間科学）
- 人間科学部ファッション・ハウジングデザイン学科学士（人間科学）
- 教育学部教育学科学士（教育学）